

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (1/2)

市町村名：川場村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資	助成	かわばの木で家づくり支援事業補助金	川場村産材木の需要拡大を図るため、かわばの木材を使用した住宅を建設、購入等する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	・村内に自己の居住用の住宅を建設又は購入すること ・下記の交付区分ごとの条件を満たすこと ＜構造材補助＞ ・住宅規模等：延床面積80㎡以上280㎡以下の一戸建て専任住宅 ・構造材のうち、かわば優良木材を60％以上使用、又は、杉材100本以内使用。 ・構造材のうち、すべての柱材について12㎝以上(柱上が1寸法) ・工事を実施する者が、群馬県内に事業所を有し、建設業法別表第1号の上欄の建築一式工事の許可を受けている者。 ・補助金交付決定を受けた年度の末までに上欄し、「かわば優良木材用住宅証明書」の交付を受けること。 ＜内装材補助＞ ・内装材のうち、かわば優良木材を10㎡以上使用 ・内装材の部材の厚さが12mm以上 ・工事を実施する者が、群馬県内に事業所を有し、建設業法別表第1号の上欄の建築一式工事の許可を受けている者。 ・補助金交付決定を受けた年度の末までに内装材の施工が完了し、「かわば優良木材使用住宅証明書」の交付を受けること。	・構造材にかかる補助 ・かわば優良木材(構造材使用材率を60％以上※80㎡以上132㎡未満…30万円 ※102㎡以上280㎡未満…40万円 ・かわば杉材100本以内使用25万円以内 ・内装材にかかる補助 ・かわば優良木材(内装材)部材の厚さ12mm以上 内装材使用面積10㎡以上で、1㎡あたり93,000円(3万円～15万円)				1件(先着順)	むらづくり振興課	0278-25-5071		
住宅の新築に関する融資	助成	川場村子育て世帯・若者夫婦世帯住宅取得	(新築) 住宅建築費用又は住宅購入費用(住宅の取得のために購入する土地購入費を含む。) (中古) 中古住宅取得の場合は、居住するために増改築等(増築、改築、大規模の修繕又は大規模の修繕等)が必要な場合に要する費用	川場村在住者又は住宅取得してから6か月以内に川場村に住居登録する方で次のすべてに該当する方。 (交付申請前に住宅を引き渡しとなっている方は対象外) ・子育て世帯又は若者夫婦世帯であること ・補助対象住宅の契約者であること ・補助対象住宅に10年以上居住及び定住すること ・地域の区会へ加入し、地域行事への積極的な参加ができること ・世帯員に村税等の滞滞している者がいないこと ・暴力団員又は暴力団等と密接な関係にないこと。また社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと ・同居する者に6に規定する者がいないこと ・住宅を新築する場合は、川場村みんなであつる美しいむら条例を遵守できること ・申請者及び世帯員がこの補助金を過去に受け取ったことがないこと	補助金の額は、基本補助金及び加算補助金の合計額で最大200万円 ＜基本補助金＞ 補助対象経費の10パーセントで100万円を限度とする。(1,000円未満切り捨て) ＜加算補助金＞ 次のいずれかに該当する場合には加算し、加算補助金は100万円を限度とする。 ・「子供加算」 中学生以下の子1人につき20万円(最大5人まで) ・「Uターン者・川場村在住者加算」 交付対象者本人又は同居する配偶者がUターン者又は川場村に在住者に該当する場合20万円 ・「村内事業者加算」 川場村商工会会員の村内事業者の施工による住宅取得の場合20万円なお、村外事業者の施工による住宅取得の場合でも、村内事業者が下請として関わっている場合は20万円 ・「普通自動車免許取得加算」 交付対象者本人又は同居する配偶者が川場村へ定住するために補助金申請日の1年前から実務報告書を提出するまでに普通自動車免許を取得した場合20万円を加算			契約後から住宅引渡し前まで	予算内(先着順)	むらづくり振興課	0278-25-5071	https://www.vill.kawaba-gunma.jp/kurashi/tetsuzuki/iyutaku/post_11.html	
リフォーム資金	助成	川場村住宅リフォーム助成事業	＜外装工事＞ ・屋根の葺き替・防水・塗装、その他の屋根工事 ・外壁の張替え・塗装、その他外装工事 ・所蔵の取替え・改修、その他修繕工事 ・サッシ及びガラスの取替・取替え、その他の建具工事 ・バルコニー・ベランダ・テラス等の設置工事 ＜内装工事＞ ・床・壁・天井の張替え、その他の内装工事 ・床・壁・天井の張替え、その他の塗装工事又は左官工事 ・ドアの取替え、換・障子の張替え、その他の建具工事 ・畳の入れ替え・取替え ・ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事 ・洗面台・便器の取替え、その他の衛生設備工事 ・給水管・配水管及び排水管の取替え、その他の配管工事 ・配線・コンセント設置、その他の電気設備工事 ＜その他工事＞ ・二重サッシ・断熱材設置、その他断熱化のための工事 ・基礎・土台・柱・壁・その他構造部分の補強工事 ・その他村長が認める工事	・村内に住居登録があり、対象住宅を所有していること ・世帯の中に村税及び使用料等を滞滞している人がいないこと。 ・その他村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。 ・住宅の機能や性能を維持又は向上させるために、修繕を行うこと。 ・村内工事業者により行われる工事であって、工事費が税込20万円以上であること。 ・使用住宅の場合は個人部分のみが対象。 ・本年住宅に工事が行われ、報告書の提出が出来ること。 ・対象工事を行う住宅が村内にあること。	上限を20万円とし、補助対象工事費用の10％(1,000円未満切り捨て)を補助					田園整備課	0278-25-5072	https://www.vill.kawaba-gunma.jp/kurashi/tetsuzuki/iyutaku/reform.html	以下の工事は補助対象外 ＜建築・土木・その他の工事＞ 住宅の増築工事、新築の建築、増改築、門扉・塀の設置、造園工事、上下水道接続工事、住宅の解体のための工事、シロアリ駆除、補設工事、その他構造物等 ＜設備等の個人費及び機器等の設置に係る費用などの工事＞ カーテンの張替え、太陽光発電システム設置工事、電化製品等の購入、防犯機器等の購入、換気等の設置及び購入に係る間接的な工事等
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	川場村重度身体障害者等住宅改造費補助金	下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者及び児童が居住する住宅の設備を障害者に適するよう改造する者に対し、その費用の一部を補助する。	・下肢機能障害(1・2級)・体幹機能障害(1・2級)・下肢及び体幹機能障害(1・2級)・上肢機能障害(同上)ともに4級以上の障害を有する場合に限る。視覚障害(1級)のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている者。かつ当該年度の市町村税所得割額16万円未満の世帯に属する者。	50万円を上回とし、改造に要する経費の5／6を補助 ※1,000円未満切り捨て				原則として障害者1人につき1回限り ※新築・増築については対象外となる。	健康福祉課	0278-25-5074		

合併処理浄化槽設置費	助成	川場村合併処理浄化槽設置事業費補助金	専用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の、小規模店舗等を併設した住宅を含む)に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する際の経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。	次のいずれにも該当する地域を対象とする。 ①下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の許可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域及び事業の全体計画区域以外の地域 ②地域処理施設及び農業集落排水処理施設等の生活排水処理による処理をしようとする区域以外の地域 ③事業年度から起算して向こう10年間の間に、地域処理施設及び農業集落排水等の生活排水処理施設整備事業が予定されていない地域 ④①、②のうち村長が処理区域以外と認める家屋	新築設備 5人増→278,000円 6〜7人増→360,000円 8〜10人増→477,000円 耐給設備 5人増→370,000円 6〜7人増→470,000円 8〜10人増→548,000円					田園整備課	0278-25-5072	https://www.vill.kawaba-gunma.jp/curashi/tetsuzuki/kankyou/joukasou.htm	
太陽光発電設備設置費	助成	川場村住宅用太陽光発電システム設置	川場村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。	①発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告書を提出できること。 ②世帯の全員が村税等を滞納していないこと。	設置する発電システムの最大出力値(kw)をもとに算出し、1kw当たり30,000円を乗じて得た額または150,000円のいずれか少ない額				3件(先着順)	むらづくり振興課	0278-25-5071		
生ごみ処理機設置費	助成	川場村生ごみ処理機購入補助金	たい肥化又は資源化をされた生ごみについて自らの責任において処理し、適正に活用することを条件に、家庭内での生ごみ処理機購入の費用の一部助成	村内に住所を有し、かつ、居住しているもの	本体購入金額の2/3、上限3万円(100円未満切り捨て)				同一世代に対し、1年度中に1基を限度	住民課	0278-25-5073	https://www.vill.kawaba-gunma.jp/curashi/tetsuzuki/kankyou/post_1.html	生ごみ処理機であっても、事業所で使用するもの又は事業用ごみの処理をするものについては、補助金の交付対象としない
耐震診断費	助成	川場村木造住宅耐震診断者派遣事業	(一社)群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者が、以下の建物を対象に耐震診断を実施する。 ①昭和56年5月31日以前に完工しているもの ②木造在来軸組工法で建築された平屋建て又は2階建てのもの ③一戸建て住宅又は、併用住宅(1/2以上が住宅)であるもの	①対象となる木造住宅を村内に所有し、居住している方 ②村税及び村の公共料金を滞納していない方 ③違法建築でないもの	耐震診断費は全額補助、耐震診断士の交通費1,000円のみ負担(診断士への直接支払)			過半数募集 (耐震診断者の派遣は年4回を予定)	5戸(先着順)	田園整備課	0278-25-5072	https://www.vill.kawaba-gunma.jp/curashi/tetsuzuki/jyutaku/mokuzou.htm	
住宅家賃	助成	川場村民間賃貸住宅家賃助成事業	人口流入と移住・定住化促進を図るため、村内の民間賃貸住宅に居住する者に対し、その家賃の一部を助成する。	①村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていること。 ②家賃が月額4万円以上であること。 ③同一世帯に住居手当の支給を受ける公務員がいないこと。 ④生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ⑤世帯全員に市区町村民税及び市区町村に納付すべき金額に滞納がないこと。 ⑥地域社会貢献活動に参加すること。 ⑦川場村暴力団排除条例(平成24年川場村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。 ⑧当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。	補助金の額は、家賃月額額の25%で、1万5千円を限度。 補助金の交付期間は、通算60月を限度。					むらづくり振興課	0278-25-5071		
その他	助成	川場村木質系エネルギー導入促進事業費補助金	薪等の木質系の燃料を使用するストーブ・暖炉及び付帯設備	①村内の住宅等(併用住宅、集会所、事務所、店舗等を含む。)に対象設備を設置する人。 ②村税に未納がない人。 ③対象設備を当該年度中に完了し、実績報告書が提出できること。	10,000円以上で100,000円を限度額とし、設置費の2分の1以内で補助(1,000円未満の端数は切り捨て)			対象設備の設置前に申請	3件(先着順)	むらづくり振興課	0278-25-5071		